

株式会社 ビガー・トラベル・サービス

受注企画旅行条件書

本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

- 受注型企画旅行契約とはお客様の依頼により当社が旅行の目的地および日程、お客様が提供を受けることができる運送・宿泊等サービスの内容ならびにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- 旅行契約の内容、条件は本旅行の条件書、当社旅行業約款受注型企画旅行の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申し込みと契約成立時期

- 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、所定の申込金を添えてお申し込み下さい。申込金は旅行代金または取消料若しくはその他お客様が当社に支払うべき代金の一部として取り扱います。なお、旅行契約は当社がお申し込みを受諾し申込金を受領したときに成立します。
- 当社は電話、郵便、ファックス、E-メール等の通信手段による旅行契約の申し込みを受け付けることがあります。但し、契約は申し込みの時点では成立しておらず、当社が契約の締結を承諾したことを通知した日の翌日から起算して3日以内に申込金を受領したときに契約は成立します。この期間内に申込書の提出と申込金のお支払いがない場合、当社はお申込金がなかったものとして取扱う場合があります。
- 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- お申込みの段階で満席や満室、その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はおお客様の承諾を得てキャンセル待ちとして登録することがあります。この場合でも当社は申込金を「お預り金」として申し受けます。但し、当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ちの解除の申し出があった場合、当社は当該申込金を払い戻します。

3. お申し込み条件

- お申し込み時点で20歳未満の方は保護者の同意書が必要です。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっておられる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別な配慮を必要とされる方は申込時にその旨をお申下下さい。当社は可能な範囲でこれに応じますが、旅行の円滑な実施のため介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただきますか、或いはご参加をお断りさせていただく場合があります。

- お客様のお申し出に基づき当社が講じた特別な措置に要する一切の費用は、お客様の負担とします。
- 海外旅行の場合、日本以外の国籍をお持ちの方は別途の手続・手配等が必要な場合があります。必ずお申込時にお申し出ください。
- その他当社が円滑な旅行実施を妨げる恐れがあると判断した場合、お申し込みをお断りすることがあります。

4. 企画書面の交付

- 当社は、お客様から受注型企画旅行のお申し込みがあった場合、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金、その他の旅行条件に関する事項を記載した書面（以下「企画書面」といいます）を交付します。
- 当社は前項の企画書面において旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます）の金額を明示することがあります。

5. 契約書面と最終旅行日程表の交付

- 当社は、契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- 本項①の契約書面を補充する書面として、当社はおお客様に集合時間、場所、利用運送機関、宿泊機関に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を旅行開始日の前日まで（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降に契約の申込がなされた場合にあっては、旅行開始日）にお渡しします。お渡し方法には郵送・電子メール・FAXなどを含みます。

6. 旅行代金のお支払いと変更

- 旅行代金の額（代金に含まれるものと含まれないものを明示します）は企画書面に記載します。旅行代金は当社が定める期日までに全額を当社が指定した方法にてお支払い下さい。
- 利用する運送機関の運賃・料金が、企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額または減額することがあります。当社旅行代金を増額する場合は旅行開始日の前日から起算して遡って15日に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は旅行開始日前に企画料金または取消料を支払うことなく契約を解除できます。適用運賃・料金が減額された場合はその差額だけ旅行代金を減額します。
- 当社お運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において契約の成立後に当社の責に帰するべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

7. お客様の交替

- お客様は当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位をお客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合、当該お客様には交替に要する手数料を別途申し受けます。但し、取消料対象期間外の場合を除きます。また、既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を申し受けます。
- 当社はコースや業務上の都合により当該交代をお断りする場合があります。

- 旅行契約上の地位譲渡の効力は前①の承諾を得てかつ所定の手数料を当社が受領したときに成立します（但し、手数料不要の場合は承諾時）。以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者はおお客様の当該旅行契約に関する一切の権利および義務を継承するものとします。

8. 契約内容の変更

- お客様から契約内容変更の申出があったとき当社は可能な限りお客様のお求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- 当社は旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様に予め速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明します。

9. 旅行契約の解除（お客様の解除権）

- お客様から企画料金または取消料をいただく場合
 - お客様は企画書面記載の企画料金また取消料をお支払いいただくことによりいつでも旅行契約を解除することが出来ます。なお「旅行契約の解除期日」はお客様が当社の営業日、営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、当社が確認したときを基準とします（お申出の期日により取消料の額に差が生じることもありますので当社の営業時間、連絡先等はおお客様ご自身でもお申込時点で必ずご確認をお願いします）。
 - 当社は本項①のa.により旅行契約を解除されたときは既に収受している旅行代金（或いは申込金）から所定の取消料を差引いた額を払い戻します。また、取消料を申込金で賄えないときはその差額を申し受けます。
 - お客様の任意で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または途中で離脱された場合はお客様の権利放棄となり一切の払戻しをいたしません。
 - 旅行契約成立後にコースまたは出発日を変更された場合も上記取消料の対象となります。
 - 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取り消しの場合も企画書面記載の企画料金または取消料をいただきます。
- お客様から企画料金または取消料をいただかない場合お客様が次に掲げる場合において旅行開始前に企画料金または取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
 - 契約内容に以下の例示するような重要な変更が行なわれたとき。
 - 旅行開始日または終了日の変更
 - 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
 - 運送機関の種類または会社名の変更
 - 運送機関の「設備および等級」のより低いものへの変更
 - 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更
 - 宿泊機関の種類または名称の変更
 - 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室条件の変更
 - 旅行代金が増額されたとき（お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます）

c. 公共的機関の発した情報など客観的な情報から天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるか、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。

d. 当社がお客様に対し期日までに確定書面を交付しなかったとき。

e. 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

f. 旅行開始後においてお客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったときまたは当社がその旨を告げたときは①の規定にかかわらず企画料金または取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。

g. 当社は旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払いまたはこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります）を差引いたものをお客様に払い戻します。

③ 当社はお客様のご都合による取消の場合または返金が生じた場合、返金に伴う取扱手数料はお客様の負担とさせていただきます。なお返金はおお客様の金融機関口座へ振入をします。

10. 当社の解除権

① お客様が当社規定期日までに旅行代金を支払わない場合、当社は旅行契約を解除する場合があります。この場合、当社規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。

② 次の項目に該当する場合、当社は旅行契約を解除することがあります。

a.お客様が、当社が予め明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客様が病気あるいは必要な介助者の不在その他の事由により当該旅行に耐えられないと認められたとき。

c. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼすまたは団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。

e. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように当社が予め明示した旅行実施条件が成就しないとき或いはその恐れが極めて大きいとき。

f. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において契約書面等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。

③ 当社は本項①により旅行契約を解除したときは既に収受している旅行代金（或いは申込金）から違約料を差引いて払い戻しをします。

④ 旅行開始後であっても次の項目に該当する場合、当社はお客様に説明し旅行契約の全部または一部を解除することがあります。

a. お客様が病気、或いは必要な介助者の不在その他の自由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、その他の者による指示に従わないとき、また、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより

団体行動の規律を乱し当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となったとき。

⑤ 解除の効果および払戻し

当社が本項④により旅行契約を解除したときは当社とお客様との契約関係は将来に向かってのみ消滅します。お客様が既に受けた旅行サービスに関する当社との債務については有効な弁済がなされたものとします。この場合において当社は旅行代金のうちお客様が未だその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払いまたはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差引いて払い戻しをします。

⑥ 本項④a.、c.により当社が旅行契約を解除したときはお客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。なお、これに要する一切の費用はお客様の負担とします。

11. 旅行代金の払戻し時期

① 当社は第6項②、③の規定により旅行代金を減額した場合またはお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合でお客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、別途指定する期日がある場合を除き、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対して当該金額を払い戻します。

② 本項①の規定は第15項（当社の責任）または第17項（お客様の責任）で規定するところによりお客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

12. 団体・グループ契約

① 当社は団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申込があった場合、旅行契約の締結に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

② 契約責任者は当社が定める日までに構成員の名簿を当社へ提出していただきます。

③ 当社は契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務については何らの責任を負うものではありません。

④ 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において予め契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

⑤ 当社は契約責任者から構成員変更のお申し出があった場合、可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増減及び変更に必要な費用は構成員に帰属するものとします。

13. 旅程管理

当社は旅行の安全かつ円滑な旅行の実施を確保する事に努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。但し、当社がこれと異なる特約を結んだ場合はこの限りではありません。

① お客様が旅行中旅行サービスを受けることができない恐れがあると認められるときは旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じること。

② 本項①の措置を講じたにも関わらず契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行なうこと。この際、旅行日程を変更するときは変更後の旅行日程が当初の旅行

日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

14. 添乗員

① 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が（添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が）旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。

② 添乗員が同行しない旅行にあっては当社または当社が現地における手配の全部または一部を代行させる者（以下「手配代行者」といいます）の連絡先を最終日程表に明示します。

③ 添乗員その他の者が本項の業務に従事する時間帯は原則として8時から20時までとします。

15. 当社の責任

① 当社は旅行契約の履行にあたって当社または手配代行者が故意または過失により、お客様に損害を与えた場合はその損害を賠償いたします（但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです）。

② お客様が次に列示するような当社または当社の手配代行者が関与し得ない事由により損害を被られた場合、当社は本項①の責を負うものではありません。

a. 天災地変、戦乱、暴動、ストライキ、ハイジャック等によって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

b. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、遅延等によって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

c. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

d. 食中毒、盗難、紛失及び自由行動中の事故等。

e. 運送・宿泊機関等の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。

f. 運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救済者費用等には一切適用されません。

g. その他、当社の関与しない事由。

③ 手荷物について生じた損害については損害発生の日から起算して国内旅行では14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して申出があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度として（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）賠償します。

16. 特別補償

① 当社は受主型企画旅行に参加するお客様が参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって身体に障害を被ったときは旅行業約款「特別補償規程」に基づき、死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金をお支払いします。但し、日程表において当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われていない旨が明示された日については当該日にお客様が被った損害について本項の特別補償の適用はありません。また、現金、クレジットカード、

貴重品、撮影済みのフィルム、記録媒体に書かれた原稿、薬品・化粧品・食料品等の消耗品等の補償いたしません。

② お客様が旅行中に被られた損害がお客様の故意、法令に違反するサービスの受領、酒酔い運転、疾病、妊娠等の他、受注型企画旅行に含まれない場合の自由行動中の山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターグライダー、マイクロクワフト機、ウルトラライト機等）搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるとき当社は本項①の補償金及び見舞金は支払いしません。

17. お客様の責任

- ① お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合、当社はお客様から損害の賠償を申し受けません。
- ② お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用しお客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- ③ お客様は旅行開始後において、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことを認識したときは旅行地において速やかにその旨を当社の手配代行者、当該旅行サービス提供者または当社に申し出なければなりません。

18. オプションツアー

- ① 当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として別途料金を収受して実施する小旅行（以下「オプションツアー」といいます）に対する第16項の特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- ② 当社以外の者が企画・実施する場合、契約は現地の法令、慣習に基づいて現地旅行社等が定めた旅行条件によって実施され当社の旅行条件書（特別補償規程以外）は適用されません。当該オプションツアーの催行に関わる企画・実施者の責任及びお客様の責任は全て当該オプションツアーを催行する法人及び当該企画・実施者及び現地旅行社の定めによります。

19. 旅程保証

- ① 当社は次表左記に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合次のa.、b.を除き旅行代金に下記欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し、当該変更については当社に第15項①の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は変更補償金としてではなく損害賠償金の全部または一部として支払います。
 - a. 次に掲げる事由による変更の場合、当社に変更補償金を支払いしません。但しサービスの提供が行なわれているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の施設設備の不足（オーバーブッキング）が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。
 1. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 2. 戦乱、暴動
 3. 官公署の命令
 4. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関のサービス提供の中止
 5. 遅延や運送スケジュールの変更等当初の運輸計画によらない運送サービスの提供
 6. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置
 - b. 第9項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る場合、

当社は変更補償金を支払いしません。

- ② 本項①の規定にかかわらず当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金は旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、1件の旅行契約に基づき支払う変更補償金が1,000円未満であるときは当社に変更補償金を支払いしません。
- ③ 当社はおお客様が同意された場合、同等価値以上の物品・サービスの提供をもって金銭による変更補償金の支払いに替えさせていただきますことがあります。
- ④ 当社が本項①の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第15項①の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合にはお客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金とを相殺した残額を支払います。

変更保証金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含む）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低いものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り）	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

- 注1. 確定書面が交付された場合には「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用します。この場合において契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときはそれぞれの変更につき1件として取扱いします。
- 注2. ③または④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合、1泊につき1件として取り扱います。
- 注4. ④に掲げる運送機関の会社名の変更については等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。
- 注5. ④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取扱いします。

20. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件は2009年6月10日を基準としています。旅行代金については別途お渡しする企画書面に明示した日となります。

21. 保謝措置

当社は旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を必要とする状態にあると認めるときは必要な措置を講じることがあります。この場合において、当社の責に帰すべき事由によるものでないときは当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

22. 個人情報保護方針

申込書等により当社が得るお客様の個人情報、お客様との連絡のほか当該旅行の運送・宿泊機関等の手配及びそのサービスの受領の為に手続に必要な範囲内で利用することを基本とします。その他の運用等の詳細については、当社の個人情報保護方針及び個人情報のお取り扱いについては弊社ウェブサイト内プライバシー・ポリシーをご覧ください。

23. その他

- ① 旅行中お客様の身体または財産等に損害が生じた場合、現地の国情、物価等の相違などにより賠償するべき運送・宿泊機関または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害を補償できない、傷害の治療費を支払えないまたは損害を受けた携行品の補償ができない場合があります。海外旅行保険はそのような場合に備えてお客様ご自身の治療費及び損害補償等を担保することを目的としていますので必ず加入されるようお勧めします。
- ② お客様が個人的な案内・買物等を添乗員・現地係員に依頼された場合、それに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときはそれらの費用をお客様ご負担いただきます。
- ③ お客様の便宜を図るため土産物店にご案内することがありますがお買い物に際しましてはお客様の責任で購入していただきます。
- ④ 当社より異なる場合も旅行の再実施いたしません。
- ⑤ 渡航先（国または地域）の危険情報については外務省「海外安全ホームページ」でご確認下さい。※海外安全情報：http://www.anzen.mofa.go.jp/
- ⑥ 渡航先（国または地域）の衛生情報については厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」でご確認下さい。※検疫感染症情報：http://www.forth.go.jp/
- ⑦ お客様のパスポート（旅券）の有効性、ビザ（査証）の必要性の有無についてはご自身の責任においてご確認下さい。
- ⑧ 契約書面（企画書面/旅程表含む及び本旅行条件書）等に定めのない事項は当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）に定めるところによります。